

<h1>名古屋市公報</h1>	平成25年 5月15日	第1007号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目	次	ページ
告 示		
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について	(健福・高齢福祉課) (第246号)	2
○ 土地区画整理事業の施行地区となるべき区域	(住都・区画整理課) (第247号)	3
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課) (第248号)	4
○ 名古屋市議会臨時会の招集について	(総務・総務課) (第249号)	11
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第250号)	12
○ 指定相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第251号)	16
○ 指定障害福祉サービス事業者の廃止について	(健福・障害者支援課) (第252号)	19
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第253号)	21
○ 名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託	(緑土・農業センター) (第254号)	23
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第255号)	24

交 通 局 告 示

○ SHORYUDO Enjoy Ticket Setの発売に係るバス・地下鉄全線一日乗車券の発行について	(第7号)	26
---	-------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	29
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	32
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(市経・地域商業課)	35
○ 環境の保全の見地からの意見の公告 (環境・地域環境対策課)		38

名古屋市告示第 246号

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の臨時開館について

松ケ島における健康づくり事業を実施するため、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）第 2条第 2項の規定により、次のとおり休業日に臨時開館します。

平成25年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島

2 臨時に開館する期日

平成25年 5月 8日、同年 6月12日、同年 7月10日、同年 9月11日、同年10月 9日、同年11月13日、同年12月11日及び平成26年 1月15日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 247号

土地区画整理事業の施行地区となるべき区域

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第19条第 1項の規定により、名古屋市大清水地区組合区画整理の設立認可を申請しようとする者から、次のとおり土地区画整理事業の施行地区となるべき区域の公告の申請がありました。

なお、当該区域を表示する図面は、名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課（名古屋市役所西庁舎 4階）において、平成25年 5月 7日から平成25年 5月20日まで、午前 8時45分から午後 5時15分まで一般の縦覧に供します。

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

平成25年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

名古屋市緑区鳴海町字大清水のうち、69番17、69番25、69番26、69番27、69番28、69番29、69番30、69番32、69番33、69番34、69番35、69番36、69番37、69番51、69番52、69番53、69番54、69番 164、69番 165、69番 406、69番 407、69番 408、69番 409、69番 410、69番 411、69番1145、69番1146の一部、69番1206、69番1207の一部、69番1321、69番1322、69番1368、69番2125、69番2126及び69番2127

名古屋市緑区鳴海町字水広下のうち、14番 1、14番 3の一部、14番 4の一部、15番 1、15番 2、15番 3、15番 4、16番及び17番 1

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 248号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成25年 5月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成25年11月30日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者については10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者は5年）を経過しない者がいないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成25年5月21日（火）から5月31日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、25日（土）、26日（日）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成25年5月21日（火）から5月31日（金）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、木曜日は、午後7時00分まで。また、25日（土）、26日（日）を除く。

ウ 住まいの窓口

平成25年5月21日（火）から5月31日（金）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、22日（水）、23日（木）、30日（木）を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成25年 5月22日（水）から 5月31日（金）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号

名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成25年 6月21日（金）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 145戸

事故住宅 36戸

(2) 改良住宅

空家住宅 4戸

第 2 市営住宅・子育て向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に小学校就学前の子がいる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 96戸

第 3 市営住宅・大家族及び多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 11戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (8)までの資格を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者（昭和31年 4月 1日以前に生まれた者を含む。）

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

(4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの

(5) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の

もの

- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (7) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
 - (8) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
 - (9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
 - (11) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する給付を含む。）を受けている者
- 2 申込み用紙の交付
 - 第 1の一般向けと同じ。
 - 3 申込みの受付
 - 第 1の一般向けと同じ。
 - 4 抽せん
 - 第 1の一般向けと同じ。
 - 5 公募予定戸数
 - (1) 公営住宅
 - 空家住宅 41戸

事故住宅 18戸

(2) 改良住宅

空家住宅 2戸

事故住宅 1戸

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成19年度第 1回一般募集から平成24年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成19年度第 1回一般募集から平成24年度第 4回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向けの資格のうち (2)から (11)のいずれかの資格を有すること。

(3) 市営住宅（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）等の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 5戸

第 7 市営住宅・高齢者向け改善住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、60歳以上の単身者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第249号

名古屋市議会臨時会の招集について

次の事件につき、平成25年5月16日午前11時に、名古屋市議会臨時会を招集します。

平成25年5月9日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 常任委員の選任
- 1 特別委員会の中間報告について
- 1 特別委員会の設置についての一部改正について
- 1 愛知県競馬組合議会議員の選挙
- 1 名古屋競輪組合議会議員の選挙
- 1 名古屋港管理組合議会議員の選挙
- 1 名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 250号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成25年 5月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
社会福祉法人よつ葉の会 名古屋市西区新福寺町 2丁目 6番地の 2	鳥見作業所 名古屋市西区鳥見町 3丁目16番地の 2	就労移行支援	2310200338	平成25年 4月 1日
社会福祉法人みなと福祉会 名古屋市港区入場一丁目 114番地の 1	わーくす昭和橋 名古屋市中川区福船町 4丁目 1番地	就労継続支援 B型 短期入所	2311300814	平成25年 4月 1日
A-L-L株式会社 名古屋市中区金山一丁目 8番20号	エール名古屋 名古屋市中区金山二丁目 6番14号	就労移行支援	2316100490	平成25年 4月 1日
株式会社ジェネラ	キュアステーショ	居宅介護	2316100508	平成25年

ス 名古屋市中区千代 田二丁目16番28号	ンまはろ 名古屋市中区千代 田二丁目16番28号	重度訪問介護		4月 1日
有限会社あかり 名古屋市昭和区紅 梅町 3丁目 8番地 の 3	あかり訪問介護ス テーション 名古屋市昭和区紅 梅町 3丁目 8番地 の 3	居宅介護 重度訪問介護	2316200639	平成25年 4月 1日
株式会社 S u g a r H o u s e 名古屋市昭和区村 雲町23番26号	訪問介護事業所え んがわ 名古屋市昭和区村 雲町23番26号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316200647	平成25年 4月 1日
ゆーかり株式会社 名古屋市天白区天 白町大字八事字裏 山60番地の 432	ヘルパーステーシ ョンゆーかり 名古屋市天白区天 白町大字八事字裏 山60番地の 432	居宅介護 重度訪問介護	2316400635	平成25年 4月 1日
ケアプランコマ株 式会社 名古屋市天白区高 島一丁目1001番地 の 9	こまヘルパーステ ーション 名古屋市天白区高 島一丁目1001番地 の 9	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316400643	平成25年 4月 1日
株式会社 S P E C I A L K I D S S U P P O R T 名古屋市天白区焼 山一丁目 101番地	ライフケアサポー トにこまる 名古屋市天白区焼 山一丁目 101番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316400650	平成25年 4月 1日
株式会社リンクス 名古屋市千種区宮 根台二丁目 7番10	リンクス 名古屋市千種区萱 場一丁目 8番 9号	就労継続支援 A型	2317100697	平成25年 4月 1日

号				
株式会社ディーコー ール 名古屋市熱田区西 郊通 7丁目 4番地 の 1	訪問介護D-1 i f e 名古屋市千種区萱 場二丁目13番 2号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317100705	平成25年 4月 1日
社会福祉法人名古 屋東福祉協会 名古屋市東区白壁 一丁目41番地	ヘルパーステーシ ョンやまぶき 名古屋市東区出来 町三丁目19番26号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2317200323	平成25年 4月 1日
	山吹ワーキングセ ンター明倫 名古屋市東区出来 町三丁目19番26号	生活介護		
	ショートステイや まぶき 名古屋市東区出来 町三丁目19番26号	短期入所		
社会福祉法人あず ま福祉会 名古屋市守山区新 守山3215番地	おおぞら作業所 名古屋市東区矢田 東 3番32号	生活介護 短期入所	2317200331	平成25年 4月 1日
株式会社情熱人 名古屋市緑区鳴海 町字森下10番地	ヘルパーステーシ ョンくるみ 名古屋市守山区新 守西1017番地	居宅介護 重度訪問介護	2317600902	平成25年 4月 1日
株式会社夢幻 名古屋市守山区城 南町15番11号	ヘルパーステーシ ョン夢心 名古屋市守山区苗 代一丁目14番16号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317600910	平成25年 4月 1日

エルナ株式会社 名古屋市守山区瀬 古東三丁目 210番 地の 1	訪問介護センター オリーブ 名古屋市守山区川 宮町 658番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317600928	平成25年 4月 1日
合同会社エール 名古屋市名東区本 郷三丁目21番地の 1	ヘルパーステーシ ョンえーる 名古屋市名東区本 郷三丁目21番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2318000714	平成25年 4月 1日
株式会社ウル 愛知県豊明市栄町 内山47番地 305	ウル 名古屋市緑区大高 町字寅新田62番地 の 2	就労継続支援 A型	2318500846	平成25年 4月 1日
株式会社セブンデ イズ 愛知県清須市春日 屋敷56番地	セブンデイズなご や 名古屋市中村区名 駅南五丁目 9番 3 号	共同生活介護 共同生活援助	2320100098	平成25年 4月 1日
株式会社エムズ東 海 名古屋市天白区池 場五丁目 414番地	プチシャトー池場 名古屋市天白区池 場五丁目 414番地	共同生活介護 共同生活援助	2326400088	平成25年 4月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 251号

指定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項、同法第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成25年 5月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
社会福祉法人親愛の里 長野県下伊那郡松川町生田5015番地	中村・中川障害者地域生活支援センター 名古屋市中村区豊国通 3丁目10番地	一般相談支援	2330100021	平成25年 4月 1日
	熱田・港障害者地域生活支援センター 名古屋市熱田区玉の井町 9番30号	一般相談支援	2331100012	
社会福祉法人 A J U自立の家 名古屋市昭和区恵	昭和区障害者地域生活支援センター 名古屋市昭和区松	一般相談支援	2336200015	平成25年 4月 1日

方町 2丁目15番地	風町 2丁目28番地			
医療法人福智会 名古屋市昭和区東 畑町 2丁目30番地 の 3	中・昭和障害者地 域生活支援センタ ー 名古屋市昭和区御 器所通 2丁目25番 地の 2	一般相談支援	2336200023	平成25年 4月 1日
社会福祉法人名東 福祉会 名古屋市名東区勢 子坊二丁目1303番 地	名東区障害者地域 生活支援センター 名古屋市名東区勢 子坊二丁目1303番 地	一般相談支援	2338000041	平成25年 4月 1日
社会福祉法人名古 屋厚生会 名古屋市西区栄生 一丁目 2番 2号	名古屋厚生会館ワ ークス相談支援セ ンター 名古屋市西区則武 新町一丁目23番12 号	特定相談支援	2330200110	平成25年 4月 1日
		障害児相談支 援	2370200087	
社会福祉法人恩賜 財団済生会支部愛 知県済生会 名古屋市西区栄生 一丁目 1番18号	愛知県青い鳥医療 福祉センター 名古屋市西区中小 田井五丁目89番地	特定相談支援	2330200128	平成25年 4月 1日
		障害児相談支 援	2370200095	
有限会社ライフサ ポート 名古屋市中川区中 郷四丁目 139番地 の 1	らいふサポートセ ンターアシスト 名古屋市中川区中 花町15番地	特定相談支援	2331300091	平成25年 4月 1日
		障害児相談支 援	2371300092	
有限会社フォルマ ント・テック	こどもハートステ ーション相談支援	特定相談支援	2336200098	平成25年 4月 1日
		障害児相談支	2376200115	

名古屋市昭和区元宮町 6丁目34番地の 1	事業所 名古屋市昭和区元宮町 6丁目34番地の 1	援		
社会福祉法人平針福祉会 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番地の 354	相談支援事業所わかすぎ 名古屋市昭和区下構町 1丁目 3番地	特定相談支援	2336200106	平成25年 4月 1日
		障害児相談支援	2376200107	
社会福祉法人あさみどりの会 名古屋市千種区新池町 1丁目18番地の 2	児童発達支援センターさわらび園 名古屋市千種区新池町 1丁目18番地の 2	特定相談支援	2337100040	平成25年 4月 1日
		障害児相談支援	2377100058	
社会福祉法人名北福祉会 名古屋市北区御成通 3丁目20番地の 4	相談支援センターはとおか 名古屋市北区萩野通 1丁目34番地	特定相談支援	2337300079	平成25年 4月 1日
		障害児相談支援	2377300088	
特定非営利活動法人ほほえみ 名古屋市昭和区五軒家町 2番地の 2	サンライズ・プランニング 名古屋市千種区今池二丁目 1番16号	障害児相談支援	2377100041	平成25年 4月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 252号

指定障害福祉サービス事業者の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成25年 5月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人ひまわり福祉会 愛知県尾張旭市上の山町間口2584番地2589番地2	居宅介護ひまわり 名古屋市名東区梅森坂三丁目1045番地	居宅介護 重度訪問介護	2318000029	平成25年 3月31日
社会福祉法人ほっとはむ 名古屋市天白区池場三丁目 408番地	ほっとはむ 2 名古屋市天白区植田山五丁目2529番地	就労移行支援	2316400296	平成25年 3月31日
特定非営利活動法人まいほーむまいんど 名古屋市中川区西伏屋二丁目1304番地	障害者（児）介護医療センターいーよ 名古屋市中川区西伏屋二丁目1304番地	居宅介護 重度訪問介護	2311300632	平成25年 3月31日

8・10生活株式会社 名古屋市西区上名古屋二丁目1番7号	8・10生活名駅みなみ 名古屋市中村区名駅南五丁目9番3号	共同生活介護 共同生活援助	2320100064	平成25年 3月31日
社会福祉法人AJU自立の家 名古屋市昭和区恵方町2丁目15番地	ピートハウス 名古屋市北区柳原一丁目17番2号	共同生活援助	2327300014	平成25年 3月31日
社会福祉法人みなと福祉会 名古屋市港区入場一丁目114番地の1	さぎなみ 名古屋市港区入場一丁目204番地	生活介護	2311200238	平成25年 3月31日
社会福祉法人あずま福祉会 名古屋市守山区新守山3215番地	もくれんホーム 名古屋市東区大幸一丁目3番12号	共同生活介護 共同生活援助	2327200016	平成25年 3月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第253号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成25年5月11日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成25年5月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更及び供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	池内猪高線第1号	名古屋市千種区田代町字四観音道西20番の2地先から	前	0.017	15.00	附 図
			名古屋市千種区田代町字四観音道西21番の20地先まで	後	0.017	15.00 ～ 15.21	

2 道路の供用開始

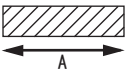
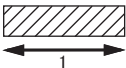

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	池内猪高線第1号	名古屋市千種区振甫町3丁目1番の10地先から 名古屋市千種区城山新町1丁目1番の3地先まで	附 図 一部供用開始せず

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

- 
区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分
- 
道路の供用を開始する部分
- 
一部供用開始しない部分

名古屋市告示第 254号

名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、名古屋市農業センターの駐車場使用料徴収事務を、次のように委託しました。

平成25年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
公益財団法人名古屋市みどりの協会
理事長 長谷川 博樹

2 委託した期間

平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日までのうち名古屋市農業センター
条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第 4条に規定する市長が指
定する期間

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第 255号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年 5月10日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
平成24年12月 6日 24指令住開指第 163号	名古屋市中川区八家町 二丁目63番 2	愛知県稲沢市松下二丁目 1番12号 株式会社エイチティーピー 代表取締役 松迫礼子
平成24年 7月20日 24指令住開指第70号	名古屋市北区西味鏡三 丁目 812番外 1筆	名古屋市北区大杉三丁目 2番27号 宗教法人久國寺 代表役員 水田晋匡
平成24年 5月11日 24指令住開指第23号	(第 1工区) 名古屋市名東区梅森坂 五丁目 101番の一部	名古屋市名東区梅森坂五 丁目 101番地 独立行政法人国立病院機 構 東名古屋病院 院長 内 海 眞

平成24年 8月 6日 24指令住開指第84号	名古屋市名東区大針一丁目 219番 3	愛知県尾張旭市西山町一丁目 9番地 5 梅本貞子
平成24年 9月26日 24指令住開指第 106号	名古屋市緑区鳴海町字山ノ神54番 1の一部	名古屋市中区錦三丁目 7番13号 内田橋住宅株式会社 代表取締役 馬場研治
平成23年 3月16日 22指令住開指第 191号	名古屋市昭和区八事本町 100番 1外 1筆の各一部及び 103番 2外 3筆並びに山手通 5丁目 28番の一部	名古屋市昭和区八事本町 101番地の 2 学校法人梅村学園 理事長 小川英次
平成25年 2月 5日 24指令住開指第 207号	名古屋市守山区小幡中三丁目2204番外 1筆	愛知県一宮市東出町 7番地の 1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄光彦
平成14年 2月27日 14指令住開指第 2-12号	名古屋市港区藤高一丁目 166番外 3筆	名古屋市港区藤高一丁目 167番地 服部久則 名古屋市港区小賀須三丁目 512番地 服部則之

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市交通局告示第7号

SHORYUDO Enjoy Ticket Setの発売に係るバス・地下鉄全線一日乗車券の発行について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第6項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、SHORYUDO Enjoy Ticket Setの発売に係るバス・地下鉄全線一日乗車券（以下、「昇龍道一日乗車券」という。）を次のように発行します。

平成25年5月10日

名古屋市交通局長 三 芳 研 二

1 発行対象者

短期滞在を目的として日本に渡航してきた外国人で、旅券を所持する者に対して発行します。

2 発行方法

本市、東海旅客鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社が連携して発売するSHORYUDO Enjoy Ticket Set（以下「昇龍道乗車券セット」という。）の一部として発行し、昇龍道一日乗車券単独では発行しません。

3 料金

600円

4 発行数量

1,000枚

5 発行場所

中部国際空港内の名鉄トラベルプラザとします。ただし、必要に応じて他

の場所でも発行することがあります。

6 使用条件

昇龍道一日乗車券は、1枚で大人1人が使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発行開始日

平成25年5月13日

8 料金の払戻し

(1) 昇龍道一日乗車券の払戻しは、昇龍道乗車券セットの全てが未使用でそろっている場合に限り、発行場所で行います。

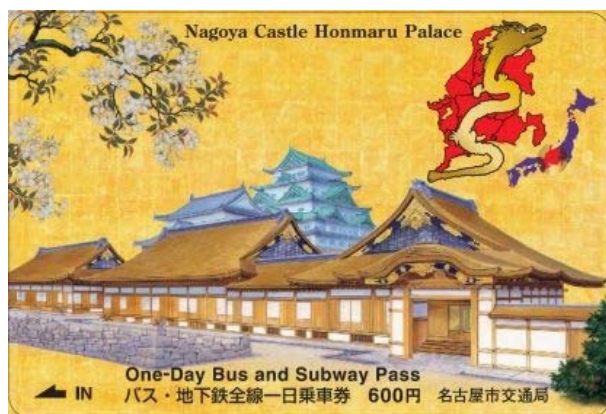
(2) 昇龍道一日乗車券の料金を払い戻す場合における手数料は、1枚につき100円とします。

9 不正使用


昇龍道一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

10 様式

(表)



(裏)



- One-day pass for use on city buses and subways.
- You can ride as many times as you want on the date displayed on this card.
- Insert this ticket into the slot of the automatic ticket gate or fare box.
- Refunds for passes may be issued only if certain conditions are satisfied. Lost passes will not be refunded or reissued.
- If you use this ticket in an illegal way, the authorities may confiscate it and levy a prescribed fine.

● 地下鉄の全線と市バスの全線に乗車できます。
● この面に表示された有効期日に限り何回でも乗車できます。
(ただし、共同運行区間(基幹バス新出来町線及び栄・名鉄バスセンター～大治西条間)の名鉄バスとゆとりーとライン高架部分(大宮根～小幡緑地)には乗車できません。)
● 地下鉄では自動改札機に、バスではカード挿入口にお通しください。
● 払戻しは、一定の条件を満たした場合に限り取扱います。
● 紛失等に対しては、当局はその責を負いません。
● この券を不正に使用された場合は無効として回収し、別に定める相当料金及び増料金をいただきます。

有効期日 Only valid on this date

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー下志段味店

名古屋市守山区下志段味特定土地区画整理地内89街区

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
ダイワロイ ヤル(株)	代表取締役 原田 健	東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)バロー	代表取締役 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180番地の 1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年11月28日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,721平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

71台

(2) 駐輪場の収容台数

87台

(3) 荷さばき施設の面積

138平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

55.0立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)バロー	午前 9時00分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車場を利用することができる時間帯
建物西側①駐車場	午前 8時30分から午後10時00分まで
建物南西側②駐車場	午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成25年 3月27日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成25年 5月 7日から平成25年 9月 9日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成25年 9月 9日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 5月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フィール植田店

名古屋市天白区井口一丁目1601番

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)フィール コーポレー ション	代表取締役 蟹江 義雄	名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番 6号

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)フィール コーポレー ション	代表取締役 蟹江 義雄	名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番 6号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年11月28日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,428平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

57台

(2) 駐輪場の収容台数

94台

(3) 荷さばき施設の面積

235.6平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

15.0立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)フィールコーポレー ション	午前 8時00分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7時30分から午後 9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

平成25年 3月27日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成25年 5月 7日から平成25年 9月 9日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成25年 9月 9日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 5月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新守山店

名古屋市守山区新守山 801番 外 7筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
㈱ギガス	代表取締役 佐藤 健司	名古屋市名東区高社二丁目 130番地

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
㈱ギガス	代表取締役 佐藤 健司	名古屋市名東区高社二丁目 130番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年12月13日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,333平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
160台
- (2) 駐輪場の収容台数
121台
- (3) 荷さばき施設の面積
124.7平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
59.4立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱ギガス	午前10時00分 (年 5日は午前 9時 00分)	午後 9時00分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9時30分から午後 9時30分まで
(年 5日は午前 8時30分から午後 9時30分まで)
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 9時00分から午後 6時00分まで

7 届出の日

平成25年 4月12日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
守山区役所情報コーナー、東区役所情報コーナー及び北区役所情報コーナ

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成25年 5月 8日から平成25年 9月 9日まで。ただし、名古屋市の休日
を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗
を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に
ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意
見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

平成25年 9月 9日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

環境の保全の見地からの意見の公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第2項の規定により、愛知県知事から求められました西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見を平成25年4月24日付で作成しましたので、次のとおり公告するとともに、この環境の保全の見地からの意見の写しを公衆の閲覧に供します。

平成25年5月9日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野明久
名古屋市東区東新町1番地
- 2 対象事業の名称及び種類
西名古屋火力発電所リフレッシュ計画
火力発電所（ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式））
- 3 対象事業が実施されるべき区域
愛知県海部郡飛島村東浜3丁目5番地、愛知県知多市北浜町10番地1及び
西名古屋火力発電所と知多第二火力発電所間の名古屋港海底
- 4 閲覧の場所、期間及び時間
 - (1) 閲覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
（名古屋市役所東庁舎5階）
 - (2) 閲覧期間及び閲覧時間
平成25年5月9日（木）から平成25年5月23日（木）までの午前8時45分
から午後5時15分まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課